

裁判員等経験者との意見交換会の議事録

- 1 開催日時 平成29年3月3日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者 松江地方裁判所 裁判官 大野 洋（司会者）
同 裁判官 吉田 真紀
松江地方検察庁 検察官 吉浪 正洋
島根県弁護士会 弁護士 岡崎 真由子
裁判員等経験者は、着席順に「経験者1」等と表記した。

4 議事内容

（意見交換）

司会者：裁判員制度が始まり、間もなく8年目を迎えようとしています。松江地方裁判所では、これまでに24件の裁判員裁判が行われましたが、県民の皆さまの高い意識と誠実な姿勢に支えられ、概ね安定的に運営できています。

今回の意見交換会において、実際に裁判員裁判に参加された皆さまから、裁判員裁判に対する率直な御感想や御意見をお話いただき、その内容を今まで参加されたことのない県民の皆さまにお伝えすることは、裁判員あるいは補充裁判員として裁判員裁判に参加することへの不安感や負担感を軽減することにつながると考えています。

また、裁判員裁判は、法律の専門家ではない国民の方々に参加していただく制度であり、「法廷において、目で見て、耳で聞いて分かる裁判」であることが求められています。本日、皆様から率直な御意見をいただき、これを参考とさせていただきまして、今後の裁判員裁判がより分かりやすいものとなるよう運用改善に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、経験者の皆さまのほかに、検察庁、弁護士会及び裁判所から、それ

ぞれ1名ずつ参加しておりますので、一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

検察官: 松江地方検察庁の次席検事の吉浪と申します。先ほどのお話にもありましたが、検察庁においても裁判員裁判に臨むに当たりまして、分かりやすい訴訟活動を心掛けています。

ただ、我々が分かりやすいものになっているだろうと心掛けているものが、実際にお聴きになっている裁判員の皆さまに、どのように受け取られているのかということは、私たちが今後更に分かりやすいものを考えていく上で、大きな参考になりますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

弁護士: 弁護士の岡崎と申します。本日は、裁判員裁判の経験者の皆さまとの意見交換会ということで、弁護人に対して、厳しい御意見が出ることもあろうかと覚悟しているところではありますが、今後の弁護活動に反映させていきたいと思いますので、いろんな御意見を率直に教えていただければと思います。

裁判官: 裁判官の吉田と申します。私は、昨年4月に松江地方裁判所に赴任し、当庁においては2件の裁判員裁判を担当しました。経験者の皆さまからは、評議などの場において、お話をお聴きし、感想を伺っているところもありますが、本日は、改めていろいろとお話を聞かせていただいて、今後に生かしていきたいと思います。

司会者: それでは意見交換に入らせていただきます。

本日出席の経験者の方々が担当された事件ですが、1番の方は、責任能力に争いのある殺人の事件を担当されました。

それから、2番の方は、被告人が病気で、法廷でなかなか円滑な供述ができなかった殺人未遂の事件を担当され、量刑がポイントになりました。

それから、3番の方は、被告人が2人の強盗致傷の事件を担当いただき、被告人両名がそれぞれ役割について、あっちが悪いというようなことを言い合っていたというような事件でした。

裁判は、まず被告人から名前や生年月日や住所などを確認した後、検察官が

起訴状を読み上げ、裁判長が黙秘権を告知した上で、読み上げられた内容について間違いがないか被告人と弁護人に尋ねることから始まります。

その後、検察官が、事件の全体像であったり、これからどのような証拠で、どのような事実を立証していくのかという証拠調べの予定を説明し、弁護人も同じように、弁護人としての主張と弁護側の予定している証拠調べを説明する冒頭陳述の手続が行われます。

この冒頭陳述をお聴きになって、これからこの裁判において、自分が何を判断していくのか。そのために、事件がどのような内容で、どのような証拠があって、どの辺りがポイントになるというようなことが理解できたのかということについて、感想をいただきたいと思います。

経験者 1: 検察側の説明は、その流れが分かりやすく紙に書いてありました。しかし、それがどんな意味を持つのかとか、これからどんなふうに自分の判断にかかわってくるのかというところまでは、私は考えていなかったと思います。

経験者 2: 緊張していたのと、被告人の顔など周囲の様子が気になったこともあり、集中するのが難しく、内容は、あまり頭に入りませんでした。ですから、その場で、これから自分が何を判断していくのかについては分かりませんでした。あと、検察官も弁護人も少し早口で、文章をただ読んで、淡々と仕事をしているという印象を受けました。

経験者 3: 検察官の説明資料は、流れもよく分かり、非常に分かりやすかったという印象を持っています。

弁護人側は、被告人が二人で、弁護人もそれぞれに付いていましたが、資料は、一方は分かりやすく書かれていましたが、もう一方は、多少分かりにくかったです。

それと、口頭での説明に関しても、検察官側は、よく練習されているのが分かるくらい上手でした。

弁護人側は、一方は、少し声が聴き取りにくいと感じるところがありました。

もう一方は、はっきりと発言されていましたし、資料もA3で3枚ぐらいだったと思いますが、非常に分かりやすかったです。

司会者：冒頭陳述の機能は、その後の裁判において、どこが判断のポイントで、それについて、これからどんな裁判が展開されるという全体像を説明することにあります。その機能という面での分かりやすさというか、理解度は、いかがでしたか。

経験者3：検察側は、先ほど申し上げたように、資料も分かりやすかったですし、どこがポイントであるのか、はっきりしていたと思います。

弁護人側は、被告人両名が相対立している事件だったので、当然のことかとは思いますが、お互いが言いたいことを言っているという印象でした。そういう意味では、それぞれが言いたいことを言っているということは理解できましたが、何がポイントなのかという点については、明確ではなかったような気がします。

検察官：冒頭陳述において、検察官は、この後の証拠調べを聴いていただく際のポイントといいますか、どういう着眼点でこの証拠を、あるいは、この部分を聴いていただきたいかということを口頭でお伝えしていたと思いますが、その辺りの意図が伝わっていたでしょうか。

経験者1：冒頭陳述のときには、分かりませんでした。もっと裁判の手続が進んでから、冒頭陳述の際にいただいていた資料を見返して、ようやく言われていることが分かったという感じです。

経験者2：1番の方と同じですが、冒頭陳述の段階では、ほとんど理解できず、これからどうなるんだろうと思っていました。しかし、その後、皆さんと評議室で話し合う中で、何とか理解できるようになりました。

経験者3：私の担当した事件では、配布された資料に何が論点になるのかということが、ある程度明確に書かれていたので、言いたいことは、多分、こういうことなのだろうなというのは、推察できました。

弁護士：弁護人の立場からすると、被告人にとって有利な事情をできるだけ出していきたいのですが、そのことが、裁判員の方からすれば、何かいろんなことを言っているように見られてしまうということを、今のお話を聴いていて改めて認識しました。

司会者：事件はこういう内容で、今後こういう審理があつて、我々もここを判断するというようなことが、後になってからようやく分かるのではなく、冒頭陳述を聴いたときに、すんなりと理解できるのが理想だと思われます。そのためには、何が必要だと思われますか。例えば、書面としては分かりやすいが、情報量が多いとか、逆に、こんな情報が欠けていたとか、そのような観点での御意見がありますでしょうか。

経験者 3：なるべく論点を分かりやすく 1 枚の紙にまとめていただいたほうが、素人の我々としては、理解しやすいと思いました。この段階で、何が言いたいのかが伝わらなければ、伝わらないまま裁判が終わってしまう危険性もあるのではないかと思います。

経験者 2：個人差はあると思いますが、裁判員の方は、皆さん緊張されていると思うので、冒頭陳述の内容を理解するのは難しいことだと思います。

司会者：冒頭陳述の後、写真や図面や報告書などの書類を取り調べる手続があつたと思います。例えば、1 番の方が担当された事件ですと、同居していた義理の両親の供述調書が朗読されたとか、あるいは、2 番の方が担当された事件ですと、介護施設の職員の供述調書が朗読されたとか、3 番の方が担当された事件ですと、事件が発生した家の図面など、検察官が、パワーポイントなど駆使して説明をされていたと思いますが、この書証の取調べ手続が分かりやすいものとなっていたでしょうか。

経験者 1：写真が出てきたり、供述調書の内容を聴いたりして、被告人の人となりなどが、何となく分かったような気がするので、分かりやすかったと思います。個人的には、写真のような視覚的なものの方が分かりやすかったとも思います。

経験者 2: 少し早口だったので、もう少しゆっくりと話していただければいいと思いますが、説明の中身は、ほぼ分かりました。

経験者 3: 違和感は全くなく、内容も分かりました。

司会者: 裁判の流れとしては、この後に証人尋問と被告人質問が行われ、その次に、検察官や弁護人が意見を述べる論告弁論という手続に進んでいくことになります。

先ほど、冒頭陳述のときには、なかなか理解できなかったが、後になってから、ようやく分かってきましたという御感想もありましたが、この書証の取調べの時点では、冒頭陳述の中身は分かってきていたでしょうか。それとも、まだこの時点では、よく分からなかったけれども、事件の何か大きなくくりみたいなところは、頭に入っていたということになるのでしょうか。

経験者 3: 私の担当した事件では、冒頭陳述の時点で分かりやすかったので、それを、より分かりやすくするために、証拠が出てきたのかなという印象でした。

経験者 2: 証人尋問の手続に入ってから、理解できたような気がします。

経験者 1: どこに争いがあるのかについては、評議室で、裁判官から、検察官はこういうことを言っているのだよ、弁護人はこういうことを言っているのだよということを説明してもらって、そういうことかと思った記憶があります。

検察官: 少しジグソーパズルを思い浮かべていただければと思います。

ジグソーパズルの場合、最終的にパズルが出来上がって、絵が完成しますが、裁判の証拠調べにおいても、証拠をパズルのピースのように一つ一つ出していくことになります。しかし、直接法廷で話をしてもらわなければならない部分に関しては、証人尋問という形で証拠調べを行わなければならないという制約があるため、どうしても置いていくピースの順番が、間が一個空いたような感じの置き方になってしまうところがあります。

このように、結局、証人尋問なども含めて、全部の証拠が出てきてから、やっと意味が分かるという形にならざるを得ないという面があるのですが、もう

少し工夫の余地がないか考えたいので、そういった観点からの御意見があればお願いします。

経験者 1: 裁判の最初の段階は、裁判が切り分けて行われているような印象があり、2日目位までは、何となくモヤモヤしながら、家に帰った記憶があります。証拠が出てくる順番は、途中が抜けている感じもあり、少し難しかったですが、証人の話を聴いた後に、そういうことだったのかなと分かりました。

司会者: ありがとうございます。それでは次に、証人尋問及び被告人質問についてお尋ねしたいと思います。

1番の方が担当された事件では、検察側証人の医師と、弁護側証人の医師の証人尋問が行われて、2名の専門家が異なる立場から証言をしていたケースで、非常に理解が難しかったと想定されますが、率直な感想を教えてください。

経験者 1: 医師の証人尋問が、この裁判の中で一番難しかったです。

司会者: 証人尋問では、専門用語を含め、その中身について、なるべくかみくだいて尋問が行われていたと思いますが、こういったところが難しかったと思われませんか。

経験者 1: 医師が述べている内容が、すごく難しかったです。しかし、検察官と弁護人が、分かりやすい方向に持っていこうと配慮してくださっていることは感じました。

司会者: 検察官と弁護人が工夫を凝らしたことで、理解できた部分がかなりあったということでしょうか。それとも、それでも分かりにくかったですか。

経験者 1: それでも分かりにくかったです。

司会者: 2番の方が担当された事件でも、医師の証人尋問が行われましたが、どのような御感想ですか。

経験者 2: ほとんど専門的なことばかりで、意味が理解できなかったです。

被告人は、なぜ夫を刺したかについて聞かれても、「忘れた。」というばかりでしたが、そのことについて、医師が、そういうことはあると述べていたの

で不思議だなと思っていました。

司会者: テレビドラマであれば、いろんなことが全て解明されますけど、裁判では、解明されないところが残るところもあり、その辺りに少し不安全感が残ったということになるんですかね。

経験者 2: そうですね。なぜ、このような事件が起きたのかについては、最後まで分からなかったです。

司会者: 3 番の方が担当された事件では、被告人両名の被告人質問において、対立する被告人両名の立場と、それとは別に検察官の立場という三つの立場がありましたが、どのような印象でしたか。

経験者 3: 三者三様な言い分のある事件でしたが、被告人両名は、事件を起こしたという事実は認めつつも、どちらが主導したのか、お互いが言いたいことを言い合い、責任のなすりつけ合いをしているように聞こえました。

司会者: そうすると、最初に冒頭陳述が行われたときには、それぞれの主張が出ていて、そんなものかと思っていたけれど、それがただ繰り返されたという印象を受けられたということですか。

経験者 3: そのとおりです。被告人両名の立場の違いからすれば、当然のことかと思いますが、被告人両名が本当のことを話しているのかなという疑問は、今でも持っています。

検察官: 1 番の方にお聞きします。先ほど、医師の説明が難しかったけれど、検察官や弁護士が分かりやすい方向に持っていくよう配慮していたというお話がありました。それは要するに、医師が、まず答えて、医師の言葉を聞いただけだと分からなかったけど、それに対して、検察官や弁護人が、もう少し分かりやすい言葉での質問をして確認をするという過程を経て、分かったという趣旨でしょうか。

経験者 1: 医師が話されてから、私が分かりにくいと思っているところを検察官や弁護人が分かりやすい言葉で質問を続けられたので、内容が分かりました。

検察官：二人の医師が、全く異なる見解を述べていたと思いますが、どちらの見解が正しいのかということについてまで、医師の証言を聞いて分かることができたのか教えてください。

経験者 1：どちらが正しかったのか、今でも分かりません。

検察官：2 番の方にお聞きします。最終的に被告人の女性が、なぜ刺したのか意味が分からなかったという感想が残ったということですが、専門家の医師に証言してもらうのは、専門的な知識がないと、なかなか理解できない場合に、その専門家の方に、その理解に必要な専門的知識の部分を説明してもらって、それを踏まえて考えたら我々でも分かるようになることがあるので、そのための手段として、専門家の方に来てもらって、証人尋問を行っています。医師の説明が分からなかったというのは、その専門家が、説明して言わんとしている専門的知識が理解できなかったのか、それとも、言わんとしていることは分かったけれども、その見解には納得できない、そういう意味で分からなかったのか、このどちらかといったら、どちらだったのでしょうか。

経験者 2：どちらかと言えば、全体の流れとして、言っていること自体は分かりました。しかし、それが、この被告人にも当てはまるのかということは分かりませんでした。医師に言わせれば、嫌なことは忘れてもおかしくないという説明でしたが、実際に被告人がしゃべるとき、本当に分からないのか、言いたくないのか、それは本人じゃないと分からないことだなと思いました。

検察官：3 番の方にお聞きします。被告人両名が、事件を起こしたということは認めつつ、役割分担の点で、相手のほうがもっと役割が重かったと主張する本件において、検察側は、被害者の方がどのような被害を被ったのかということについて、被害者の証人尋問は行わず、被告人両名の被告人質問によって、どちらがやったかは別にして、二人のうちのどちらかがやったことを立証する形となりましたが、その辺りは理解いただけたでしょうか。

経験者 3：法廷で被告人が語ったことの全てが真実だとは思っていませんが、正直

に話しているのだろうと思える部分もあり、その事実と思われる部分を積み上げていくことによって、全体像が理解できたように思います。

検察官：被告人兩名は、お互いに責任をなすりつけ合っているようなところがありました。検察官としては、そういった面があったとしても、どちらがやったかは別にして、全体として、この事件は悪いことだから、どれぐらいの刑を科すのがふさわしいのかということ判断する上での必要な情報は出ていたのではないかと考えていたのですが、この点についてはいかがでしょうか。

経験者 3：あまり答えになっていないかもしれませんが、言い合っていた被告人兩名も、やったことについては認めており、起こしたことへの結果責任といいましょうか、それは理解できたように思います。

弁護士：3番の方にお聞きします。この事件は、被告人が二人いる共犯の事件ということで、情報量が多い面もあったのではないかと思います。先ほどの検察官の立場と違い、弁護人の立場としては、どちらがどのような役割を果たしたのかということに強い関心があり、どちらが先に何をしたかとか、どちらが被害者の方にどのようなことをしたかとかいうことは、かなり力を入れたつもりです。その辺りの、どちらが何をしたかとかいうようなところは、見えてきたのでしょうか。

経験者 3：被告人兩名のうち、どちらが、何をしたのかということは、自分を含め裁判員の方がすごく関心を持っていたところだと思います。その部分に関しては、なすりつけ合いとなっていなかったもので、うそではない事実だろうと思えました。

また、そのような部分を積み重ねていくことで、ある程度、全体像が見えてきたと思います。

弁護士：共犯事件として、被告人兩名の裁判が並行して進められましたが、そのことにより、全体が見えやすくなったという感じはありますでしょうか。

経験者 3：被告人双方の意見を聴くことができたことによって、真実が分かったと

ころもあるような気がします。

裁判官：1 番の方にお聞きします。専門家である二人の医師が、証人として異なる立場から、それぞれの証言をされたことについて、検察官と弁護人が、どこをどのように結びつけて主張しているのか、違いがどこにあるのかとか、何で違っているのかとか、そういったところは、理解できましたでしょうか。

経験者 1：双方が、言おうとしていることは分かりましたが、その違いについては、重なる部分もあったので、よく分からなかったという感じです。

裁判官：質問の投げかけ方と、その答えは、分かりやすかったかですか。

経験者 1：分かりやすかったと思います。しかし、同じような質問が何度もされている印象で、その点については、何回も同じ質問をしなくていいのにと感じていました。

裁判官：それは質問の意図が分かりにくかったということでしょうか。

経験者 1：誘導的というか、そう言わせようというのが、少し見えていた質問があったということです。

司会者：続きまして、検察官の論告求刑、それから弁護人の弁論についてお尋ねします。裁判の審理は、冒頭陳述における主張で始まり、証拠調べを経て、論告弁論における主張で終わるという流れをたどります。論告弁論では、その後の評議をするための材料を提供してもらうことになりますが、その材料が理解できたでしょうか。

例えば、検察官が「懲役何年を求めます。」と意見を述べ、弁護人もどれくらいの刑が相当かという意見を述べますが、その意見の根拠が理解できたでしょうか。

経験者 3：裁判では、最初から最後まで検察官も弁護人も同じことを述べておられましたし、被告人もそれに沿った発言していたと思います。ですから、この段階では、内容が整理され、懲役何年にするとか、執行猶予を付けてほしいという意見が付け加えられているものの、冒頭陳述の際と同じことが書かれてい

る紙が出てきたという印象でした。

司会者：論告弁論のときに、過去の量刑データのグラフみたいなものが示されたと思いますが、それを示されて、なるほどと理解できたのか、あるいは、その刑の決め方については、よく分からないところが残ったか、その辺りの御感想はいかがでしょうか。

経験者 3：そのグラフのようなものでしているということは理解できましたし、大きくぶれないという点では、それはそうなのだろうと思いました。

経験者 2：確か、検察官の求刑は懲役3年で、それに対し、弁護人は執行猶予付きの判決を求めていたと思います。殺人未遂の事件ではありましたが、被告人にも気の毒な部分があり、そんなに悪質な事件ではないというような話が出ていたのが印象に残っています。

検察官：1番の方にお聞きします。この事件では、完全責任能力が認められるのか、それとも限定責任能力なのかという対立が検察側と弁護側にあったと思いますが、検察官は、こういう根拠に基づいて完全責任能力であると、弁護人は、こういう根拠に基づいて限定責任能力であると、そういう主張をお互いし合いましたが、そのときの検察官の主張は、十分に根拠に支えられているものだと思えたかについて御意見いただければと思います。

経験者 1：何か疑問に残ったという記憶はないので、そう思えたのだと思います。

検察官：2番と3番の方にお尋ねします。この二つの事件では、検察官が最終的に求めた刑が、何でその刑になるのかという説明が、最後の検察官の主張でのメインだったと思いますが、刑を求める根拠についての検察官の主張、これが腑に落ちるものだったかどうか、この点の感想をいただければと思います。

経験者 2：求刑は3年でしたが、殺人未遂で3年というのは短いなというのが第一印象でしたが、検察官の主張などを聴いて、それ位のものかもしれないと思いました。

司会者：検察官の主張は、ある程度、納得できたということになりますか。

経験者 2：はい。

経験者 3：検察官が懲役 7 年を求め、一方で、弁護人は執行猶予付きの判決を求めていると思いますが、懲役 7 年と執行猶予では、被告人にとっては全く違う結論なので、すごく乖離していると感じました。その 7 年の根拠については、ある程度、枠の中にはまってることだろうと、あとで理解しました。

司会者：続きまして、評議について御意見を伺います。もともと裁判員制度というのは、国民の感覚を裁判に取り入れるということが目的であり、それがうまくいっていると思われるか、うまくいってないとするば、その原因は何であるかについて御意見、御感想をいただきたいと思います。

経験者 1：全く法律の知識がない私でしたが、分かりにくいことがあっても、裁判官に質問すれば、分かりやすく説明をしてくださって、このようにして刑が決まっていくのだなという流れも分かりました。評議の中で、頭の中を整理していたところもあったので、評議については、よかったという記憶があります。

経験者 2：最初は、評議で自分の意見を言えるのか少し心配していましたが、実際には、いい意味であまり緊張感がなく、意見の言いやすい雰囲気で大変よかったと思います。

司会者：3 番の方は、補充裁判員という立場だったので、最終的な評決には携われなかったわけですが、御感想をいただけますか。

経験者 3：評議は非常にフランクな感じでした。分からないことは、ホワイトボードを利用するなどして、裁判官から説明を受けることができ、非常に分かりやすかったという印象しかないです。非常によかったと思っています。

司会者：最後に、参加意欲の向上に関してお伺いします。まず、参加するに当たり、どのような不安があり、仕事面や生活面では、どのような支障がありましたでしょうか。また、参加の前後で、例えば裁判員制度に対する印象に変化はあったでしょうか。

経験者 1：参加前は、すごく不安でしたし、殺人事件ということもあり、怖いと

いう印象がありました。参加してみて、いろいろ話を聞いたり、他の裁判員の方と話をすることができたので、今では参加してとてもよかった、いい経験になったと思っています。

仕事面では、私の場合、職場の上司から、行っておいでみたいな感じで、送り出してもらえたので参加しやすかったです。

司会者：どのような不安が、参加される前にありましたか。

経験者 1：裁判について説明がされた資料を事前にいただいていたのですが、それを読む時間がなかったので、何も知らないまま、裁判員を選任する手続のために裁判所に行き、それが終わってから、またすぐに呼び出しがあって、今度は、裁判のために裁判所に行かなければならないという状態だったので、何も知らないけど、本当に私でいいのかなと思っていました。

裁判員を選任する手続から、実際の裁判で裁判所に行くまでの間が、もう少し時間に余裕があり、こういうものだよということが事前に分かっていたら良かったと思います。でも、時間に余裕がありすぎるのも嫌かもしれません。

経験者 2：テレビで見たことはありましたが、本物の法廷は、さすがに緊張しましたが、貴重な体験ができて本当によかったと思っています。

司会者：もともと、参加してみたいというお気持ちはありましたか。

経験者 2：そうですね。特別興味があったわけではありませんが、たまたま定年退職して、時間に余裕があったので選任のための手続に行ってみたところ、たまたま抽選で当たって裁判員となりました。そして実際やってみたら、本当にいい経験させてもらってよかったと思っています。

司会者：参加意欲の向上について、どのような取組を行うべきか御意見があればお願いします。

経験者 3：裁判所がどのような周知をされているのかについては、裁判員を経験した際に、裁判官から聞いたことがあります。それを聞くまでは、全く知らなかったです。周知が追いついてないことが原因で、参加するのが怖いと思っ

ている人もいるのではないかと思います。

我々は、裁判員制度が始まったときには、もう義務教育を終えていた年代なので、制度に関して予備知識がなく、いきなり選ばれて驚いてしまいますが、例えば、法曹関係者が、中学校や高校などに出向いて、制度について説明をする機会を設け、選挙と同じようなものだから行かなければならないという意識付けができたなら、参加することに対するハードルが、もう少し下がるのではないかと思います。

司会者：選挙権と同じというお話ありましたが、裁判員制度は、義務的な側面のみがクローズアップされる傾向もありますが、主権者の権限としてどう考えていくのかみたいところ、あるいは、早い段階での法教育を充実させてはどうかという御意見ですね。ありがとうございました。

これまで、審理、それから今、参加意欲の向上について御意見を伺ってきましたが、審理の面において、裁判所、検察官、弁護士が工夫すべき点はないかとか、あるいは、今、少し参加意欲の向上についての御意見いただきましたけども、裁判所として、あるいは法律家として、司法として、裁判員制度を運営していくに当たって、こういう工夫をすべきじゃないかみたいところについて、最後に御意見をいただけますでしょうか。

経験者 2：参加意欲の向上については、こうすれば積極的に参加してもらえという方法はないと思いますし、審理や運営についても、この流れでやるしかないと思います。

経験者 3：あえて言うならば、私が担当した事件では、裁判員等を選任するための手続のために木曜日に裁判所に出向き、そこで補充裁判員に選任されて、翌週の月曜日から4日間、裁判のために会社を休むことになりましたが、働いている人がまとまった休暇を取るためには段取りが必要なので、選任されてから、裁判が始まるまで、せめて10日とか1か月ぐらいの期間があればいいと思いました。

補充裁判員として、4日間参加しましたが、すごく疲れました。1日あたりの内容をもう少し減らすなどして、5日間とか6日間ぐらいで、もう少し心にゆとりを持てる日程だったら良かったとも思いました。

あと、裁判が始まる前に、もっと裁判の流れに関する説明があればいいと思います。

司会者：どうもありがとうございました。

引き続きまして、司法記者クラブからの質疑応答に移させていただきます。

A社：参加するまでは不安だったけれども、参加して良かったとの御意見がありましたが、それは具体的にどのような点でしょうか。

経験者1：参加するまでは、法律を知らない私に裁判員が務まるのか不安でしたが、実際に参加してみると、分かりやすく説明をしてもらうことができたので、話し合いなどを行っているうちに不安は解消されました。なかなか経験できることではないので、経験できて良かったと思っています。

A社：経験してみて、何か発見はありましたか。

経験者1：普段なかなか接することのない裁判所の職員とかかわり、裁判所の仕事を知ることができましたし、刑がどのように決まるのかということも分かったので良かったです。

B社：参加意欲の向上に関して、事前にこういうものだとなっていたら良かったとの御意見がありましたが、それは、選任手続の流れのことでしょうか、それとも、実際に法廷内で行う作業のことについてでしょうか。

経験者1：裁判がどのような流れで行われるかについて、分かっていたら良かったと思います。

B社：裁判員が、どのようなことをするのかということについて、テレビや新聞などで目にされたことはありますか。

経験者1：私は、学校で習ったことがありましたが、自分は選ばれないだろうと思っていました。裁判員に関する報道は、参加するまでは、目にした記憶はあ

りませんが、参加してから目に留まるようになりました。

B社：周知が追いついておらず、裁判員になることを怖いと思っている方もいるではないかという御意見がありましたが、その怖いという部分について、報道機関の報道による影響があるのかについてお聴きできたらと思います。例えば、殺人事件の裁判で恐ろしい画像や写真を見せられて精神的にきつかったということがクローズアップされて報道されることもあります。このような報道の仕方が影響を与えている面もあると考えられたりしますか。

経験者3：個人的には、参加の前後にかかわらず怖いという感情はありませんでした。凄惨な画像というのは、誰が見ても気持ちの良くないものだと思うので、裁判員だから倒れたという短絡的なことではないと思いますが、マイナス面をクローズアップした報道があれば、私たちのような素人は、怖いとってしまう可能性はあると思います。

B社：現段階で、メディアがそういう側面に重きを置いて報道しがちであると思われるか。

経験者3：マイナス面ばかりがクローズアップされているとは思っていませんが、そういう報道は耳や目に残りやすいので、マイナス面の報道を目にする機会がやや多いと感じるのは事実です。

C社：裁判の中で同じようなことが繰り返し話されているという印象を受けられたようですが、もう少し短縮できるのではないかとと思われる点がありますか。

経験者3：私が経験した裁判では、繰り返されているというイメージはありませんでした。

経験者1：裁判の流れで同じことが繰り返されているということではなくて、質問の中で同じような質問が何度もされているという印象でした。

C社：同じような質問が繰り返されたことについて、どのようにお考えでしたか。

経験者1：同じ質問は、しなくていいのにと感じていました。

B社：該当の方がいらっしゃれば教えてください。自身の担当された事件で、裁

判員裁判が始まる前に、事件発生時の報道を目にしたり、聞いたりしたことにより、その報道が、容疑者に関して何らかのレッテルとか印象につながったりすることはありましたか。

経験者 3：事前に報道で知っていましたが、事件があったということぐらいしか報道されてなかったもので、そのことが先入観につながることはなかったです。

経験者 2：事件のことについて、参加前に報道に接する機会はなかったです。

D 社：裁判員制度の周知に関して、先ほど、中学生や高校生への法教育という御意見がありましたが、大人の方を対象とした広報の仕方についての御意見はありますか。

経験者 3：裁判員裁判に参加した際、雑談の中で裁判官から、裁判所では、職場や公民館などに裁判官が出向いて制度を周知しているということを聞きました。せっかくそのような活動をされているのだから、もう少しアピールしたほうがいいのではないかと思います。

また、そのような機会を増やすことも必要だと思いますが、従業員の多い企業をターゲットとして実施すれば、その家族など、周りの人に伝わる効果も期待できるので、裁判所だけではなく、検察庁や弁護士会の人とかも含めてそのような活動をされたら、大人の人に対する広報にもなるのではないかと思います。

経験者 2：私の場合は、参加してよかったと思っていますが、もしも、もっと凶悪な事件であつたら、感想は違っていたかもしれません。基本的には、裁判員になってみないと分からないことだと思いますし、どんなに広報されても、嫌なものは嫌という方もいらっしゃると思うので、そもそも広報すること自体に無理があるような気がします。裁判員の候補者をできるだけ多く選んで、その中から嫌だと思える方は外すというような形しかないのではないのでしょうか。

D 社：裁判員制度の周知に関して、報道機関への要望などがありますでしょうか。

経験者 3：裁判員に対して声掛けがあつたとか、裁判員の人が倒れたという報道

に接することはありますが，広報という点での報道は目にする機会がほとんどないような気がします。

裁判所としても，もう少し報道してもらえるように働きかける必要があるのではないのでしょうか。何らかの周知の報道があれば，より周知が図られると思います。

司会者：本日は，大変お忙しい中，御参加いただいた上，非常に活発で率直な忌憚のない御意見をいただき，誠にありがとうございました。